平成３０年（フ）第２８２号
神戸市兵庫区水室町２丁目10番３－203号、従前の住所神戸市兵庫区新開地４丁目３番７－601号
債務者　山本　勝也
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３２６号
神戸市中央区日暮通３丁目１番１号　トミーハイツ402号
債務者　山本　健太
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３８号
千葉県木更津市文京６丁目４番11号　メゾンタキ２－Ａ
債務者　中尾　桂子
1　決定年月日時　平成30年５月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成３０年（フ）第１３４号
神奈川県平塚市田村８丁目６番16号　パストラル湘南103、前住所神奈川県平塚市御殿３丁目25番18号　リヨン湘南102号
債務者　樋口　友紀（旧姓高遠）
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第１８４号
神奈川県平塚市八千代町16番８号　ウインベルコーラス平塚１－701号
債務者　水本裕美子（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第１９２号
神奈川県平塚市浅間町２番10－1001号　サニークレスト湘南平塚、前住所神奈川県川崎市高津区久末2101番地１　ボヌール久末　２
債務者　髙橋　啓子
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第１９５号
神奈川県愛甲郡愛川町中津1030番地の15
債務者　國尾　享子（旧姓西野）
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第１９６号
神奈川県愛甲郡愛川町中津1030番地の15
債務者　國尾　信博
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第１９７号
神奈川県愛甲郡愛川町中津1030番地の15
債務者　國尾　磨美（旧姓西野）
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第１６９号
神奈川県小田原市東町２丁目１番３－303号　サンロイヤルマンション
債務者　久保寺国仁
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第１７３号
神奈川県小田原市中町３丁目11番43号
債務者　楢原　雅世（旧姓大西）
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第１８３号
神奈川県厚木市長谷1294番地10　リビングケア唯の郷　厚木長谷、前住所神奈川県秦野市大秦町２番33号　レオパレスイーストサイドパレス　105号
債務者　小塚　博一
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第２１１号
神奈川県平塚市御殿３丁目17番30－401号　プラザ御殿、前住所神奈川県伊勢原市沼目４丁目33番３号　エトワールＡ102号
債務者　青木眞理子
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第１６６号
熊本市西区池田２丁目25番43号　コーポＢＥＡＴ204号室
債務者　小宮　一豊
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第８２号
青森市大字筒井字八ツ橋70番地16
債務者　千葉　紀子
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１１４号
千葉県松戸市六実６丁目37番地の25　エテルノ101号
債務者　髙橋　水樹
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部